

# 中長期米仲介市場に係る仲介規約

株式会社クリスタルライス  
平成27年3月20日制定  
平成27年7月27日改正  
平成28年4月1日改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この仲介規約は、中長期米仲介市場に係る円滑な米穀取引を行うため、当事者が互いに遵守すべき事項を明らかにすることを目的とします。

### (取引参加者)

第2条 取引に参加する者は、次に掲げるいずれかの要件に該当し、円滑な米穀取引を行うことができる全国米穀販売事業共済協同組合が認めた者であって、(株)クリスタルライス（以下「CR」という。）の登録を受けた者としてします。

- (1) 原則として年間500トン以上の生産実績又は集荷実績がある者。
- (2) 原則として年間1,000トン以上の仕入実績がある者。

### (登録料)

第3条 取引参加者は、登録料として、10,000円をCRに支払うものとします。なお、登録料の返還は行いません。

### (仲介する取引の種類)

第4条 CRが仲介する取引の種類は、取引条件を付した実物取引とします。

## 第2章 仲介

### (仲介の対象米穀)

第5条 仲介の対象とする米穀は、翌月以降1ヶ月単位での引取期限が付された国産米とします。

### (仲介を行う日時)

第6条 仲介は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等を除き、毎日実施するものとし、毎日9時から17時までとします。

### (買注文及び売注文)

第7条 仲介を受けようとする取引の買注文及び売注文は、次の方法で行うものとします。

- (1) 取引参加者は、買注文及び売注文（年産・産地・銘柄・等級・受渡地・引取期限・包装・

数量・価格等)をCRに出すこととします。

- (2) 注文の有効期限は、発注者が特段の指定をした場合を除き、発注日が属する週の翌週の金曜日までとします。

(申込の単位)

第8条 申込の単位は、原則として100トン以上とします。

(申込価格)

第9条 申込価格は、原則として次に定める価格とします。

- (1) 売注文 出荷者がCRに申し出た取引条件の受渡地における産地置場価格。  
(2) 買注文 買受者がCRに申し出た取引条件の受渡地における産地置場価格。  
2 前項の申込価格は、玄米60kg当たりの包装代を含み、消費税を含まない価格とします。

(売買契約の成立)

第10条 CRは、仲介が成立したときは、当該取引に係るそれぞれの取引参加者にその内容を書面で通知します。

- 2 前項の通知があった場合は、それぞれの取引参加者の間において、通知のあった内容による米穀売買契約が成立するものとします。

### 第3章 引取り及び代金決済

(引取り及び代金決済)

第11条 買受者は、買受米穀を引取る場合は、CRに対し引取りを申し出るものとします。引取りの単位は、原則として12トン以上とします。

- 2 CRは、前項の申し出があった場合は、出荷者に対し出荷の申込を行います。  
3 CRは、買受者から引取りに係る運送手配の依頼があった場合は、運送手配を行います。  
4 出荷日が決まった場合は、CRは、買受者及び出荷者に書面により通知します。  
5 CRは、買受者に対し、当該出荷日の前日(同日が金融機関の休日に当たる場合は、その前営業日とします。以下同じ。)までに、引取数量に相当する売買代金及び仲介手数料並びに運送手配を依頼された場合の運賃を、CRに振り込むよう依頼します。振込手数料は、買受者の負担とします。  
6 CRは、当該出荷日の前日までに前項の金額が振り込まれた場合は、出荷者に対し、出荷依頼を行います。  
7 出荷者は、前項の出荷依頼があった場合は、出荷をします。  
8 買受者は、引取りに係る米穀を受け取った場合は、その旨をCRに通知します。  
9 CRは、前項の通知を受けた場合は、出荷者に対し、出荷数量に相当する売買代金を振り込みます。

(引取期限までの全量引取)

第12条 買受者は、引取期限までに、買受米穀の全てについて引取らなければならないものとし

ます。

2 代金決済は前条の規定により引取期限までに行うものとします。

(仲介手数料)

第13条 買受者は、米穀の引取りの都度、引取数量に応じ、玄米60kg当たり100円の仲介手数料をCRに支払うものとします。

(運賃)

第14条 買受者は、CRに運送手配を依頼した場合は、運賃をCRに支払うものとします。

(クレーム申し立て)

第15条

取引された米穀に係るクレームの申し立ては、米穀の着荷後10日以内とします。

#### 第4章 雑則

(紛争等の解決)

第16条 取引に関し、疑義又は紛争が生じた場合は、当事者は誠意をもってその解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第17条 この規約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

附則

(施行日)

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

(改正施行)

この規約は、平成27年7月27日より改正施行する。

(改正施行)

この規約は、平成28年4月1日より改正施行する。